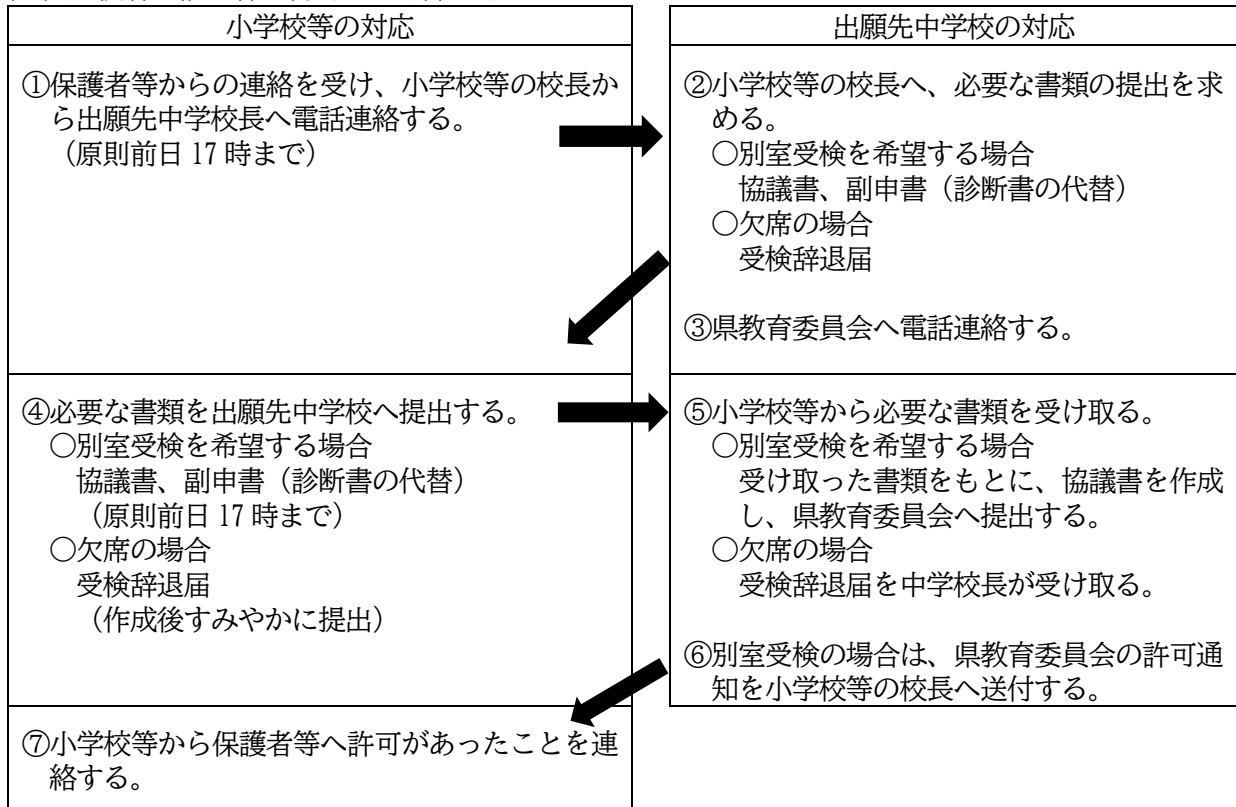


令和6年度滋賀県立中学校入学者選抜におけるインフルエンザ、新型コロナウイルス感染症等に関するガイドライン

令和5年(2023年)11月24日
滋賀県教育委員会

1 インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症等罹患者の受検について

(1) 受検者が罹患者と判明した場合の対応



(2) 受検者が前日17時以降に罹患者と判明した場合の対応

別室受検・欠席いずれを希望する場合も対応の流れは(1)と同様であるが、協議および通知は電話のみで対応し、協議書等は後日提出とする。

(3) 当日の朝、急な高熱や感染症等の症状またはその疑いが出た場合の対応

小学校等もしくは保護者等から出願先中学校へ電話連絡がある。別室受検を希望する場合、協議および通知は電話のみで対応し、小学校等からの協議書等は提出不要とする。また、県への協議も不要とする。欠席の場合は、後日、小学校等の校長へ受検辞退届の提出を求める。

※インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症等に対する精神的不安を理由とする別室受検は認められません。

2 入学者選抜をおこなうにあたっての留意事項

(1) 受検会場設営について

①通常の検査場(特別配慮者、遅刻者の別室を含む)以外に、以下の特別検査場を準備すること。ただし、AとBは可能な限り分けることが望ましいが、各校の状況によっては同じでも可とする。

A 体調不良者 B インフルエンザ、新型コロナウイルス等罹患者

②検査場および控室の人数を35人以下とすることが望ましいが、各校の状況によって学校長が判断する。

③検査場および控室は、受検者同士の距離および監督席からの距離を1メートル程度確保すること。

- ④特別検査場は、受検者同士の距離および監督席からの距離を2メートル以上確保すること。
- ⑤面接検査場では、受検者同士の距離を1メートル程度、面接委員との距離を2メートル以上確保すること。
- ⑥トイレには、利用後の手洗いを促す案内紙を掲示すること。
- ⑦受検者が使用する校舎入口や各控室の前にアルコール消毒液を設置し、希望者が利用できるようにすること。

(2)検査当日について

- ①校舎内に入る前の待ち時間および控室において、「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えることや出来る限り密にならないよう受検者に指示すること。
- ②検査場および控室は、適宜換気をおこなうこと。可能であれば、対角にある窓を常時少し開放して換気をおこなうこと。
- ③トイレ内は常時換気をおこなうこと。

(3)入学許可予定者発表について

- ①入学許可予定者発表時、「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えることや出来る限り密にならないよう受検者に指示すること。
- ②出願先中学校のWebページにおいても発表するとともに、出願者へ発表について周知すること。

3 その他

(1)中学校での対応について

- ①生徒・教職員ともに、日ごろより手洗いや手指消毒の励行等、インフルエンザや新型コロナウイルス感染症に対する予防をおこなうこと。

(2)入学者選抜の前に、多数の教職員・在校生徒が罹患した場合

- ①確認後速やかに県教育委員会（高校教育課および保健体育課）に報告し、対応を協議すること。
- ②当該中学校内の消毒を徹底し、予定どおり入学者選抜を実施すること。
- ③校長が感染した場合は、副校長または教頭がその職務を代行する。また、校長および副校長・教頭が感染した場合は、県教育委員会から職員を派遣し、その職務の代行を依頼して、円滑に入学者選抜が実施されるよう措置すること。
- ④教職員の感染者が複数に及んだ場合は、県教育委員会から職員を派遣し、その業務の代行を依頼して、円滑に入学者選抜が実施できるよう措置すること。